

## 2026 年度 A-STEP 産学共同提案募集 Q&A

【共通事項】 .....	- 2 -
【ステージⅠ（育成フェーズ）】 .....	- 9 -
【ステージⅡ（本格フェーズ）】 .....	- 11 -

## 【共通事項】

(応募前)

Q1 本事業は補助金・助成金制度か。

A1 補助金・助成金制度ではありません。JST と各機関の間で締結する委託研究開発契約に基づき、研究開発を実施していただく事業です。

Q2 他の研究費助成制度に、今回の応募内容と同様の課題提案をすることはできるか。

A2 応募は可能です。ただし、同一課題又は内容で、他の制度へ応募している場合は、課題提案書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄に正確に記入してください。不実記載が判明した場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取り消し、委託契約の解除となる場合があります。なお、応募内容のうち、上記の重複応募の制限に必要な範囲において他の競争的研究費の担当者（独立行政法人を含む）に情報提供を行うことがありますので、予めご了承ください。

Q3 産学共同に複数の課題提案を応募することは可能か。

A3 産学共同における重複応募には制限を設けています。詳しくは公募要領の「5.3 A-STEP産学共同における重複応募の制限について」をご参照ください。

Q4 現在、海外機関に所属しているが、産学共同に課題提案を応募することは可能か。

A4 応募は出来ません。また、海外の研究機関に所属する研究者を主たる研究分担者にすることは原則できません。詳しくは公募要領の「3.2.2 課題提案者としての研究責任者の要件」および「3.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件」（育成フェーズ）、「4.2.2 課題提案者としての研究責任者の要件」および「4.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件」（本格フェーズ）をご参照ください。

Q5 医療分野に該当すると判断された場合、課題提案はどのように扱われるのか。

A5 原則として募集の対象外となり、不受理扱いとなります。A-STEPにおける医療分野の定義については、公募要領の「1.1.4 特徴」、「5.1 対象分野について」をご参照ください。

Q6 応募書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A6 直接、JSTにお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等についてはメールによりお願

いします。

(応募中)

Q7 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募において、事務代表者、研究代表者は、どのような人になるのか。

A7（事務代表者）

応募する企業又は大学等で1名、e-Radに係る事務を代表する方のことです。事務代表者は、e-Radへの企業・大学等の登録、事務分担者及び研究者の情報の管理等を行います。（事務分担者は置かないことも可能です。）（事務代表者の例：総務部長、総務課長等）

（研究代表者）

1件の応募につき1名、応募する際に代表者となる方で、e-Radによる応募等を行います。（応募に先立ち、事務代表者によりe-Radに登録されている必要があります。）産学共同において研究代表者は研究責任者になります。なお、研究代表者氏名あるいは所属機関名は、採択された場合は公開が予定されていることをご留意ください。

Q8 「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」において、海外機関を含むとありますが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいか。

A8 応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

Q9 応募書類を直接持参し提出することは可能か。また電子メール、FAXによる提出は可能か。

A9 応募書類は、必ずe-Radでアップロードして提出してください。郵送、持参、FAX又は電子メールによる提出は一切受けません。なお、e-Radでのアップロードがうまくいかなかった場合は速やかに問い合わせ先までお知らせください。

Q10 応募書類の受領書はもらえるのか。

A10 応募書類の受領書はありません。e-Radでは、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」又は「受理済」となっていれば受理されたこととなります。

(応募後)

Q11 応募書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればよいか。

A11 e-Radによる応募、応募書類の提出方法等の詳細については同システムの研究者用マニュアルを参照ください。このマニュアルは、次のウェブサイトの「(研究者向け) 操作マニュアル」ページよりダウンロードできます。

<https://www.e-rad.go.jp/>

Q12 審査の経緯を教えてください。

A12 審査については、公平性の観点から非公開で行います。また、審査経過についての問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

Q13 不採択となった場合、その理由についてはJSTに問い合わせできるか。

A13 審査の結果については、採否にかかわらず課題提案者に対して通知する予定です。別途、不採択の理由についても簡単にコメントすることとしています。なお、審査状況にかかる個別のお問い合わせには応じられません。

(研究開発費等)

Q14 委託研究開発費で支出できる人件費の範囲は？

A14 以下の通りです。

■直接経費の計上対象

- ・当該委託研究開発を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、全体研究開発計画書に研究開発参加者としての登録がある者。
- ・一定の要件を満たした場合に限り、研究責任者の人件費も支出可能です。
- ・なお、以下の場合、直接経費より支出することが出来ません。

1.主たる研究分担者に対する給与等

2.国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者に対する給与等

※兼業者の取扱いについて

- ・従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、当該委託研究開発に該当する部分の人件費を計上してください。(各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。)
- ・なお、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。

Q15 「不課税取引等にかかる納付消費税」とは何か。

A15 委託研究開発契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託研究開発費の全額が消費税及び地方消費税（以下「消費税」）の課税対象となります。

委託研究開発費を物品調達などの課税取引だけでなく、人件費や海外旅費などの不課税取引等に支出する場合、JST から受け取る消費税額と、各機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各機関より税務処理にて国へ納付することとなります。

このため、直接経費により執行された不課税取引等に係る消費税相当額について、直接経費に計上することが出来ます。ただし、免税事業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。

不課税取引等に係る消費税相当額を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その他」に計上してください。

なお、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。

（例えば、直接経費全体に対して、消費税相当分として定率を計上する、課税取引が一部含まれる旅費総額に消費税率を乗じるなど）

※不課税取引等として以下のような例があげられますが、課税区分判定については機関の取扱いに従って下さい。

- a. 人件費（うち通勤手当を除く）
- b. 外国旅費・外国人等招へい旅費（うち支度料や国内分の旅費を除く）
- c. その他、国外で消費する経費（国外の学会出席の際に国外に参加費を支払う場合や国外で発生する役務費等など。）
- d. 内部取引での調達

Q16 直接経費として計上できない経費にはどのようなものがあるか。

A16 以下のとおりです。

- ・当該委託研究開発の研究目的及び趣旨に合致しないもの
- ・間接経費としての使用が適切と考えられるもの（通常の企業会計における一般管理費に該当するもの（管理部門人件費等）は間接経費に含まれます）
- ・「敷金・保証金」等であらかじめ戻入となることが予定されているもの

・「特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」、「学会年会費」等で研究開発機関や研究開発参加者の権利となるもの

※なお、特許関連経費（出願、審査にかかる経費）については、2018年度採択課題から、大学等に限り一定の条件を満たすことで直接経費からの支出が可能です。詳しくは「6.3.1 研究開発費（直接経費）」をご覧ください。

・その他、委託研究開発費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの

Q17 間接経費は、どのような使途に支出するのか。

A17 間接経費は、採択された研究開発課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究開発機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究開発機関が充当するための資金です。

間接経費の主な使途として、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（2001年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡申合せ／2023年5月31日改正）では、以下のよう

に例示されています。

<ここから>

(1)管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費（会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。）

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

(2)研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究機器・設備等の整備(※)、維持及び運営に係る経費(会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。)

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機(スパコンを含む)、大型計算機棟、図書館、ほ場

など

(3)その他の関連する事業部門に係る経費

(キ一) 研究成果展開事業に係る経費

(ク) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

<ここまで>

Q18 間接経費は、研究開発契約を締結する全ての研究開発機関に支払われるのか。

A18 原則として、課題提案書に記載された間接経費率に基づき、委託研究開発契約を締結する全ての研究開発機関を対象に、間接経費として、直接経費の30%を上限として、間接経費を決定します。なお、大学等の公的研究機関、特に国立大学法人は研究開発費(直接経費)の30%の額とし、応募に際して間接経費を30%未満の割合とする研究開発計画とする場合には、必ず機関の事務部門に問題のないことを確認してください。また、課題提案書作成時点で設定した間接経費の割合を研究開発機関の都合で採択後に変更すること、あるいは、年度毎に増減させることはできませんので、課題提案書作成に際しては、所属する機関の間接経費の考え方やルールを必ずご確認くださいませます様お願いします。

(実施管理)

Q19 実施管理は、どのように行われるのか。

A19 JSTは、研究開発の期間中、PO等による進捗状況管理等を行います。研究責任者及び共同研究

チームは、これに対し必要な書類の提出、調査（現地調査を含む。）にご協力いただきます。  
またJSTと委託研究開発契約を締結した研究開発機関は、支出を受けた研究開発費についての報告を定期的又は随時提出する必要があります。

（研究開発計画の変更）

Q20 研究開発期間中に研究開発計画を変更したい場合はどうすればよいか。

A20 研究開発期間中に研究開発計画の変更が必要となった場合は、速やかにJSTにご相談ください。

（研究成果等の報告及び発表）

Q21 研究開発成果等についてどのような報告書を作成しなければならないのか。

A21 研究開発終了時には研究責任者は終了報告書を提出していただきます。研究開発機関には委託研究開発契約に基づき各種報告書を提出していただきます。

Q22 成果の発表とは、具体的にどのようなことをしなければならないのか。

A22 研究開発により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、研究開発終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前にJSTへ連絡を行うとともに、本事業による成果であることを必ず明記し、公表した資料についてはJSTに提出してください。

（研究開発の中止）

Q23 研究開発を途中で中止することはできるか。

A23 天災、その他のやむを得ない事由がある場合以外は、実施機関の都合により途中で研究開発を中止することはできません。実施機関の都合により中止する場合、支出した研究開発費の返還を求める場合があります。なお、研究開発期間中、JST が研究開発の進捗状況、成果等を勘案し、研究開発の中止を判断することがあります。

## 【ステージⅠ（育成フェーズ）】

（課題提案者の要件等）

Q24 複数の大学等が連名で応募できるか。

A24 研究チームに複数の大学等が参加することは可能ですが、連名での応募はできません。研究責任者1名を選んで応募してください。

Q25 応募に年齢制限があるか。若手研究者でないと応募できないのか。

A25 若手研究者については公募年度の4月1日時点において40歳未満の研究者を想定していますが、応募に年齢制限は設けておりません。

Q26 選考において若手研究者の採択枠もしくは優遇があるのか。

A26 採択枠は設けておりません。選考では、育成フェーズ終了後も実用化に向けた継続的な研究開発が期待できるかも含め、総合的に判断いたします。

（育成フェーズへの応募について）

Q27 技術シーズとして特許（出願中のものを含む）がないと応募できないのか。

A27 応募には大学等の研究成果が必要ですが、特許（出願中のものを含む）に限りません。論文や、その技術シーズを創出した際に受けていた資金制度に提出した研究終了報告書など、成果を示す資料を添付いただき、応募してください。

Q28 既に企業と共同研究を進めている技術シーズは応募できないのか。

A28 育成フェーズは共同研究企業の探索が趣旨ですので、既に共同研究を進めている場合は本格フェーズへの応募をご検討ください。ただし、他の企業や、別の製品・サービスへの展開を目的とした提案等は応募可能です。

Q29 共同研究企業の探索ではなく、初めから起業を目指した課題提案、研究責任者自身が関与するスタートアップ企業との共同研究だけを目指した課題提案を応募してよいか。

A29 起業を目指した課題提案は、大学発新産業創出基金事業への応募をご検討ください。

[\(https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/\)](https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/)

ただし、育成フェーズにおいて、共同研究企業を探索した結果として、起業を選択することを

否定するものではありません。育成フェーズは共同研究企業の探索が趣旨ですので、研究責任者自身が関与するスタートアップ企業との共同研究だけでなく、他の企業との共同研究探索も必要です。

(研究開発費等)

Q30 共同研究を進めている企業や、共同研究企業の候補に対してJST委託研究開発費を支出できるか。

A30 企業にJST委託研究開発費を支出することはできません。また、大学等から研究開発の一部を企業等に再委託することもできません。研究要素を含まない測定・評価等の外注は可能です。

(評価)

Q31 研究期間が終了した時に達成されていないことは何か。

A31 技術シーズの技術移転に向けて、研究開発を推進するとともに技術シーズの知財化や企業二シーズの探索など、本格フェーズへの移行が可能となる産学共同体制を構築し、実用化に向けた研究開発を継続できる計画を作成することです。

ただし、共同研究企業を探索した結果、起業やライセンスアウトを目指す等、上記が未達成であっても終了後も実用化を進める場合には評価されます。

(研究期間終了後の開発研究)

Q32 研究開発で得られた成果の展開について、JSTはどのように考えているか。

A32 本格フェーズにおいて、引き続き実用化に向けた研究開発を進めていただくことを期待します。JSTの制度を活用していただき、製品化や事業化に向けた取組を進めていただくことができます。

Q33 育成フェーズの実施により共同研究企業を得た場合、本格フェーズへ移行できるのか。

A33 育成フェーズから本格フェーズの移行においては、ステージゲート評価を設けています。本格フェーズへの移行を希望し、ステージゲート評価を通過した課題は、切れ目なく本格フェーズへ移行することが可能です。詳しくは、公募要領の「3.5 ステージゲート評価」をご参照ください。

## 【ステージⅡ（本格フェーズ）】

（課題提案者の要件等）

Q34 複数の研究開発機関が連名で応募できるか。

A34 産学共同研究チームに複数の研究開発機関が参加することは可能ですが、連名での応募はできません。研究責任者 1 名を選んで応募してください。また、研究開発体制には要件があります。詳しくは公募要領の「4.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件」をご参照ください。

（本格フェーズへの応募について）

Q35 技術シーズとして特許（出願中のものを含む）がないと応募できないのか。

A35 大学等の研究成果に基づく技術シーズとして、特許権等の知的財産権として確保されていることを期待しますが、無い場合も応募できます。しかしながら、特許を既に保有しているか否かに拘わらず、企業等への技術移転に向けて特許やノウハウ等の形成に関してどのような取組を実施するのか記載することが必要です。

Q36 大学と研究責任者が関与するスタートアップ企業のための体制として、本格フェーズに課題提案を応募してよいか。

A36 研究責任者自身が起業した企業を含む共同研究体制による応募は可能ですが、実用化に向けた大学等の技術シーズの企業等への技術移転を実現する上で最適な体制であるか記載することが必要です。

Q37 中小企業とはどのように定義されているのか。

A37 以下の①、②の要件を全て満たす企業であることが必要です。

①日本国内に法人格を有する民間企業<sup>※</sup>であって、中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当すること。

※民間企業とは、株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかを指します。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は 出資の総額)	従業員基準 (常時雇用する 従業員の数)
製造業、建設業、運輸業	3 億円以下	300 人以下

ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業（以下3業種を除く）	5,000万円以下	100名以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外の業種	3億円以下	300人以下

②課題提案が属する技術分野に関する研究基盤を有すること。

（届出書）

Q38 本格フェーズに応募するにあたり、企業等との共同研究等の契約書を提出する必要はありますか？

A38 応募時に企業等との共同研究契約書等の提出は必要ありません。本格フェーズに応募するにあたっては、研究責任者と参画する企業等が連名で「研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) 産学共同 ステージⅡ (本格フェーズ) 共同研究に関する届出書」を作成し、応募時に提出していただきます。採択後、届出書とは別に、課題を推進する上で、必要な共同研究契約等を参画機関間で締結してください。なお、共同研究契約等は必要に応じJSTから確認をさせていただくことがあります。

Q39 届出書の企業等側の署名者は、代表者（代表取締役等）にする必要がありますか。

A39 届出書への署名者は、その記載内容に関して決定する権限を有する者であれば、必ずしも機関の代表者（代表取締役等）である必要はありませんが、参画機関間で締結する共同研究契約等の企業等側の署名者と揃えてください。

Q40 複数の企業が参画する場合、届出書はどのように作成したらよいですか。

A40 複数の企業等が参画する場合は、企業等毎にそれぞれ届出書を作成してください。

（研究開発費）

Q41 本格フェーズにおいて、企業等に対してJST委託研究開発費を支出できるか。

A41 本格フェーズにおいて、JSTは原則として大学等に対して委託研究開発費を支出し、企業等へ支出いたしません。また、大学等から研究開発の一部を企業等に再委託することはできません。ただし、研究開発開始後、大学等において研究開発を実施することが出来ない状況が発生する等、企業等への委託研究開発費の支出が必要不可欠であるとJSTが判断する場合、それを認めることがあります。

(評価)

Q42 研究開発期間が終了した時に達成されていないことは何か。

A42 産学の共同研究により実用化に向けた可能性を検証し、中核技術の構築に資する成果の創出と、その成果を大学等から企業等へ技術移転されることを目標としています。

終了後には、以下のような判断が出来ることを期待します。

- ・企業が、実用化が可能かどうかを見極められる
- ・企業が研究開発を引き取ることができる
- ・NEDO事業等の開発フェーズに移行できる

(研究期間終了後の開発研究)

Q43 研究開発で得られた成果の展開について、JSTはどのように考えているか。

A43 実用化に向けて、企業を中心とした研究開発を継続していただくことをお願いします。A-STEPの「実装支援」等の制度を活用していただき、製品化や事業化を進めていただくことができます。

(成果の実施状況報告)

Q44 研究開発終了後、調査はあるのか。

A44 研究開発終了後、追跡調査（フォローアップ）を行います。その他必要に応じて、実用化に向けた進捗状況の調査にご協力いただきます。